

# 日本セキュリティ・マネジメント学会 Web 部会規程

JSSM-2-620 2010.11.25 制定

2012.09.10 改定

## 第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の Web 部会に関する規程であり、その構成、役割等必要な事項を定める。

なお、Web に関する具体的な運用手順については、別途定める。

## 第2条（Web 部会の構成）

Web 部会は、本学会定款および常任理事会・理事会規程で定められた機関であり、Web 部会員と Web 委員から構成される。

2. Web 部会長は、常任理事の中から常任理事会が決定する。
3. Web 部会員は、本人の希望、推薦等を勘案し、常任理事会が決定する。
4. Web 委員は、本人の希望と、研究・編集・企画・国際の各部会からの推薦、研究部会所属の各研究会からの推薦を勘案して Web 部会長が決定する。全国大会・選挙委員会・その他の委員会などは発足の都度、当該委員長が Web 委員を任命する。
5. Web 部会長は、常任理事会の承認を得て副部会長および事務局を任命できる。
6. Web 部会長、Web 副部会長、Web 部会員及び Web 委員の任期は 1 年とするが、再任を妨げない。

## 第3条（Web 部会の役割）

Web 部会は、本学会の活動内容の周知と Web 運用の適正化・効率化を図ることを目的としており、以下の諸事項を担当する。

2. Web 部会員の役割は、本学会 Web に関する運用手順を定め、本学会の活動内容を周知するために Web 全体の管理をするとともに Web 運用の効率化を図ることとする。
3. Web 委員の役割は、それぞれのコンテンツオーナーの指示の下に Web 部会のルールに従ってコンテンツを Web 管理者に送付するとともに、部会メンバーと協力してより良い Web に改善していくこととする。
4. Web 部会は、「Web 運用に係る具体的な手順・細則」を定め、常任理事会の承認を得る。  
なお、Web 掲載内容はすべてそれぞれのコンテンツオーナーが責任と権限を有する。
5. Web 部会は、4 項の手順（細則）に従い、Web 内容および運用の実態を確認し、その改善を検討する。
6. Web 部会は、5 項により、掲載内容等について、コンテンツオーナーへ改善を要請することができる。また、必要に応じ常任理事会へ審議を依頼する。
7. Web 部会は、常任理事会、総会において、部会活動状況について報告する。但し、報告事項が無い場合は省略できる。

## 第4条（運営）

Web 部会の運営に係る経費等の業務は、同部会に委ねる。

2. 部会運営に係る経費について、必要に応じ、学会に請求できる。
3. 部会は、原則として年 2 回開催し、日常は、メール会議により運営する。
4. 部会は、原則として部会員の発議で開催する。

## 第5条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、Web 部会の発議により、Web 部会で審議し、常任理事会で決定する。

## 附則

この規程は平成 24 年 9 月 10 日から施行する。